174-衆-厚生労働委員会-10号 平成22年3月19日
加藤勝信議員、松浪健太議員の質問に対し、山井厚労政務官　答弁

○加藤（勝）委員　おはようございます。自由民主党の加藤勝信でございます。
　まず、質疑に入る前に、一言委員長に申し上げておきたいと思います。
　先週の金曜日でございますけれども、私ども、子ども手当法案、いろいろまだまだ審議を尽くせない、また、答弁は決して十分とは言えない、そういう状況の中で強行採決が行われた。外国人で、特に子供さんが外国にいる場合どうなんだ、今多くの国民の皆さんからこういう指摘があり、財源問題、さらには、そもそも政策目的がはっきりわからないじゃないか、こういう議論が山積している中で、当委員会の職責が十分に果たされることなく強行採決がなされたことは、大変私ども遺憾だというふうに思っております。本来の私どもの委員会の職責をしっかりと果たしていけるような適正な運営を今後お願いすることを、まず委員長に申し上げたいと思います。
　その上で、まず、今申し上げた子ども法案の関係、今参議院の方で審議されております。これに関して、一つ関連で質問をさせていただきたいと思います。
　当委員会でも大臣とも議論をさせていただきました、いわゆる児童養護施設入所児童等、子ども手当の支給がなされないこうした子供さん方に対して、安心こども基金を活用される、こういうお話がございました。
　そして、その安心こども基金の活用において、ここはまず確認をさせていただきたいんですけれども、児童養護施設に入っている子供さん全員が子ども手当の支給を受けられないわけではなくて、例えば措置入所等、あるいはそもそも御両親がいらっしゃらない、こういう子供さんは子ども手当の支給対象外でありますけれども、何らかの事由で親御さんが施設に預けておられる、こういう場合、まさに生計維持及び監護と関係がある、こうみなされる場合には支給対象、こういうことになるわけです。
　そういたしますと、児童養護施設の中に入っている子供さんで、いわば、親御さんがということになりますけれども、子ども手当の支給を受けていない子供さんと子ども手当の支給を受ける子供さんがおられる。この御両者について、安心こども基金によるこの事業についてはその対象を区別するか、あるいは施設内である子供さんは同一として扱うのか、そこをまず確認させていただきたいと思います。
○長妻国務大臣　今のお尋ねでございますけれども、施設に入所されているお子さんというのは、今おっしゃられたように、御両親がおられないお子さん、そして御両親がおられるけれどもいろいろな理由で施設に入っておられるお子さんということで、御両親がおられないお子さんは基本的には子ども手当が出ませんので、それと同じ金額をこども基金から施設にお支払いする。そして、親がおられるお子さんで、当然親の要件がございます、生計同一、監護しているということがあれば、その親御さんに出るということであります。
　その中で、こども基金から施設に出るお金につきましては、基本的には親御さんがおられないお子さんに重点に使ってほしい、こういうようなことで我々は考えているところであります。
○加藤（勝）委員　今の基本的にというのと重点にというところをちょっと確認したいと思います。
　これは、施設を運営されている人にとっては大変大きな問題であります。したがって、そこのところの、そもそも、両者を分けて、子ども手当の支給対象者にならない子供にこの安心こども基金の事業、何をするかわかりませんけれども、結果としてその子供だけにそうした事業を行え、そういう指示、あるいは運用方針というんですか、そういうことになるんですか。
○長妻国務大臣　今申し上げたとおりでございまして、こども基金から施設に出るお金は、それは施設全体で使うのではなくて、親御さんがおられないお子様のために使ってほしいというようなことをお願いするということでございます。
○加藤（勝）委員　この話は、児童養護施設の団体の皆さんとお話をされましたか。
　私も地元にある養護施設の施設長さんとお話をして、とてもじゃないけれどもそれはできないと。大体、子ども手当を支給される親御さんも、中には、これを、出たからと持ってこられる方もいないわけではありません。しかし、大体のケースは、まずそれはないよと。となると、施設側でやろうとすれば、施設の子供さんに区別をつけるわけにはいかない。異なる取り扱いをするようなことになると、施設内が大変なことになる。となれば、この事

業を実施しようとすれば、この事業の対象にならない子供さん方に対し、施設は別途手当てをしなきゃいけない。ただでさえ厳しい経営状況の中で追加的な負担が求められる、これは大変だよと。

こういう声が私の耳には入っておりますけれども、大臣の耳には、児童養護施設のそうした経営をされている、運営をされている方々の声はどんな声が入っているんですか。

○長妻国務大臣　これは、厚生労働省にもお越しいただくなど、施設の責任者の方と意見交換を何度かさせていただいております。

その中で、我々も考えておりますのは、子供の間で心理的な影響が生じないような使い方の配慮をするというようなことで、例えばそのお子様に特化してお金を使うときに、余り他の子供に目立つような華美なものに使わない等の配慮をしていくというようなことについても、いろいろな施設の責任者の方と意見交換をさせていただいているところであります。

もちろん、この基金の配慮がなければ、施設に入っておられるお子さんの中で親御さんがおられる方は子ども手当が出る、そして施設に入って親御さんがおられない方は子ども手当が出ないし、そしてそれに見合うお金も一切ない、こういうことではいかがなものか、こういうような意見は、やはり私が聞いた範囲では、施設の幹部の方というのはそういう意見が多かったのではないかと思います。

○加藤（勝）委員　子ども手当というのは子供に着目している、そして、この子供、特に児童養護施設に入っている子供さんに対して、親御さんには支給されるけれども、残念ながらその手当は子供さんに、あるいは施設にはほとんど行かない、これは実態ですよね。

私は、今大臣が最後におっしゃったようなことを本当に児童養護施設の皆さん方が言っているのかな。もし仮にそういうことがあれば、少なくとも団体から、あるいは団体を代表する方々から、いや、今大臣がおっしゃったようなやり方でいいんだ、そういうようなお話があった、こういうふうに認識してよろしいですか。

○山井大臣政務官　この件については、私も現場の方々、団体の方々ともお話をしましたので、お答えを申し上げたいと思っております。

最初に申し上げますが、この件については、非常に、本当に悩ましい問題であります。御存じのように、児童手当では両親のいない子供には一銭も出ていなかったというわけであります。そういう現状を踏まえて、民主党の政策会議の中でも、子供の育ちを社会全体で応援するという子ども手当の趣旨の中で、やはり一銭も出ないというのはおかしいのではないか、本来そういう子供たちを応援すべきではないかという問題提起もなされました。しかし、加藤委員が御指摘されるように、逆に、施設に出せば、監護をしている親がいても、児童養護施設に入れている子供のためにもしかしたら使わない親もいるかもしれない、そうなると、逆転現象になるのではないかという議論もありました。

それで、現場の里親の方々、児童養護施設の施設長の方々とも議論をさせていただきました。その中で、加藤委員御指摘のように、配ってもらっても確かに悩ましい問題はある、施設内での平等をどう保つのかという議論もある。ただ、さまざまな議論を聞く中で、その議論はやはり悩ましい問題として引き続き議論はするけれども、やはりそもそも、子ども手当が一万三千円、六月以降出る中で、両親のいない子供のような社会的養護を一番必要とする子供たちに一銭も出ないというのはやはりおかしいんではないかという声が強いことを受けて、今回の方針にさせていただいたところであります。

ですから、加藤委員がおっしゃるように、その次の段階としては、逆に安心こども基金から出る子供の方が、ほかの監護している親から子供に来るような取り扱いよりも不公平にならないように、そのことはやはりしっかりと議論をして検討していく必要があると思っております。

○加藤（勝）委員　政務官、今、議論をして検討していくって、二十二年度、今始まるんでしょう。そして、二十二年度中にまさにそういう問題が起きてしまう、そこを申し上げている。

私はこれ以上議論する気はないんですが、確かに今回、子ども手当、施設の中において受給される方、受給されない方がいる。それを踏まえた措置であることは、まさにそうでしょう。しかし、それを踏まえた措置であるということを施設長さんが十分認識してやってくれ、そこから先は施設長さんに任せますよ、こういうやはり弾力的な運用にしないと、預けておられる親御さんにももちろんいろいろあるし、施設の状況も違うから一律には私も

言おうとは思いませんが、ただ、私が聞いたような施設等々、ほとんど持ってくることはありませんよ、これまでもそうでしたよ、場合によっては子供に出たものを取りに来られる方もおられますよと。多分、聞いておられると思います。その実態に応じてやれるようには少なくともしていただきたい、これをお願い申し上げて、次に入らせていただきます。

○松浪委員　自由民主党の松浪健太であります。

先日、本会議での代表質問に立たせていただきましたけれども、我が方も、子ども手当の質疑で皆さん疲れ切っているということでありますので、引き続き私が担当させていただきます。

先日の本会議で私、質問に立たせていただいて、特に触れたかった部分があります。我々、ついぞ、この細かな議論というものを続けているわけでありますけれども、それ以上に、やはり政策には哲学が大事なのではないかなと思います。我々はどんな社会に向かって、そして、どんな国民にどんな政策を受け入れていただきたいかということが、私は何よりも大事ではないかなと思うわけであります。

昨今、大竹文雄先生という方が、アメリカの経済学会の学会誌に掲載されたフランスの経済学者の方々の論文を、日経新聞とかまた雑誌などで取り上げていらっしゃいます。アルガンとカユックという二人の経済学者の指摘というのは非常に私も納得するところでありまして、その論文の指摘というのが、社会保障の給付について、見つからなければ政府の給付を不正に受け取ってもいいと考える人の比率が高い国ほど、失業給付の水準が低くて、そして解雇規制というものが厳しくなっているということであります。

モラルが低いと、そういう自分勝手な人が多いと、結局、国民すべてが不利益をこうむることになるというのがこの結論でありまして、なるほど、我々はそういう悪循環に陥ってはならないなというふうに思うわけであります。

これはＯＥＣＤ諸国の中の調査を出しておりまして、日本は中くらいか、中のちょっと上ぐらいかなという感じらしいんですけれども、まず、大臣、日本国民のモラルというものについて大臣の御認識を伺います。

○長妻国務大臣　日本国民のモラルということでありますけれども、私は、今の調査という詳細は承知しておりませんけれども、高い国民性ではないかというふうに考えております。

ただ、この不正受給ということに関しましては、雇用保険の不正受給もあります。生活保護の不正受給もあります。本当に、不正はすべてよくないわけでありますけれども、こういう生活、社会保障について、不正受給というのは一部の方にもかかわらず、多くの受給している方もそういう目で見られてしまうという弊害、非常にやるせない状況になる可能性もありますので、これはもう徹底的に不正がないように取り締まるということは、私は特に心がけているつもりでありますので、不正が起こらないそういう仕組みというのを今後とも不断に検討していきたいと思います。

○松浪委員　それは当然のことであると思いますけれども、今我々は大変な変化を経験しているわけでありますけれども、やはり今我々の社会というのは、私はどうもモラルが向上する方向には向かっていないんじゃないかなという感じがいたします。

大臣、御感想はいかがですか。今の社会情勢について、モラルは向上する方に向かっているなというか、それともこれから変わらないなというか、それともこれからちょっと下がっていくんじゃないかな、こうした中での、大臣のこの社会に対する今の感性というものをちょっと聞かせていただきたいなと思います。

○長妻国務大臣　いろいろ若い方などと話をさせていただいても、我々の学生時代に比べても、例えば環境問題とか、節約をして本当にお金を有効に使っていくとか、あるいは将来に対して、これだけ失業の方が多いということで資格をきちっと取ろうとか、そういうような欲求や意欲というのはかつてよりも非常に高いという感覚を持っております。

そういう意味では、モラルが上がっているか下がっているのかというのは一概に私もわかりませんけれども、やはり一つは教育というのが、これは重要性は何度言っても言い過ぎないわけでありますので、そういうものを

初め、社会の中でそういうモラルの向上を目指すということが何よりも重要だと思います。
○松浪委員　大臣がおっしゃるように、例えば環境とか節約とかいう面については、確かに社会的なモラルというのは向上してきているのではないかなと私も思います。
　しかしながら、一方で、やはりこれまでの右肩上がりの時代とは違った非常に厳しい雇用情勢、仕事がしたいけれどもできない、そして理不尽な社会に対する思い、ロストジェネレーションというような言葉があるわけでありますけれども、やはり私は、特にそのロストジェネレーションの世代について詳細な調査というものは存在をしませんけれども、彼らにはちょっと、もしかしたら無力感から、こういう社会保障給付、おれたちはこんなのもらっても当然だよなというような何か無力感というのは、私は、今さまざまなそういう方々とお話をしていて、広がりつつあるのかなというような懸念を持つわけであります。
　この論文も、確かに結論づけて言えるというようなところまでいっておりませんけれども、確かに、モラルの高い国というのは、北欧の国がモラルが高いという結果が出ております。上から、オランダ、イタリア、スウェーデン、カナダ、日本とＯＥＣＤ諸国が続きまして、その後、ドイツ、英国、米国、スペイン、ロシア、フランス、中国、メキシコなどになっていくということでありまして、割と寒い地域というか、そういう地域は、やはり公共心というものは非常に高く持つ傾向がある。
　あと、こう言ってはなんですけれども、地中海の陽気な雰囲気というのは、やはりそういうところは緩いというような民族性があるようでありますけれども、特に宗教とか、それから公共的な、非常に北欧は厳しい幼児教育を行いますので、大臣おっしゃるように、これからはやはり教育というものが大事になろうかと思います。
　私は、特に政治家のモラルというものも本当に問われるべきだろうと。論語なんかでは、法で人を縛っても法で縛り切れるものではないというふうによく書かれております。徳をもって政治をしなければならないと。この結果を見ると、その論語が示しているものもこの調査でしっかりと示されているのではないかな、証明してくれたんじゃないかなという気がします。まさに洋の東西を問わないということでありますけれども、私は、この国会での審議というのは本当に誠実に行われなければならないと思います。
　大臣、政府は国会の議論に対して誠実に議論に臨むべきだとは思っていらっしゃいますか。
○長妻国務大臣　私もこういう立場になりまして、非常に幅広い行政をつかさどるところであります。政務三役あるいは幹部の皆さんと力を合わせて行政を実行するんですけれども、やはり国会議員の皆さんは、週末のみならず地元に帰って、いろいろな方の御意見を、もちろん私も聞きますけれども、いろいろな方のおしかりや御意見を聞いて、そして国会に来られて質問をいただくということで、本当に与野党の皆さんのこれまでのいろいろな御指摘というのは、これは取り入れるべきところはすぐに役所に指示をして、それを実施してくださいということで、いい御意見はどんどん取り入れるということで、私にとっては大変ありがたいし、日本国の厚生労働行政にとっても大変ありがたい御指摘を数々いただくという機会を与えていただけるのがこの国会であるというふうに考えております。
○松浪委員　大臣おっしゃるような、そうした理想の政治が行われるためには、やはり国会の議論には政府から誠意を持っていただかなきゃならぬのじゃないかなと思います。
　それで、先般、私は、本会議で質問させていただきました。答弁にがっかりいたしました。答弁が故意に削除されているんじゃないかな、無視されているんじゃないかなという感じがいたしました。
　例えば、私は、これは大臣に対する質問ではありませんけれども、福島大臣にこう伺いました。日ごろから、労働者の、これは前置きしますと、福島事務所が雇用保険を払っていなかったという問題、そして、当時の代表の小沢事務所も雇用保険を払っていなかった。雇用保険法を改正すると言っているのに、今は与党の要職にある方々が、片方は大臣が、そんな状況で、そして、その後に出したマニフェストは、雇用者、絶対に保険料は払わせます、全雇用者にやりますみたいなきれい事だけ言って、てめえのところはやっていないんじゃないかということを私は改めて指摘をさせていただきました。
　大臣について、福島大臣には、みずからの言動と整合性についてどう考えているのか御答弁ください、また、現在、この事務所に勤める労働者の労働保険及び社会保険の適用状況はどうなっているのか、お尋ねします、私はこう尋ねたわけですよ。

では、福島大臣からはどういうお答えがあったか。いきなり、松浪議員にお答えいたします、私設秘書の二人についてですが、一人は、本採用に云々、雇用保険への加入は、労働者にとって保障されるべき制度であると考えておりますと言ってさらっと終わっちゃうんですけど、私は、これは二問聞いていますよね。特にメーンの部分は、福島大臣の言っていることとやっていることが違うじゃないか、この矛盾をどう考えますかと。これを無視して、結局自分の、今、事務所はこうなっていますという都合のいいところだけ、後半の質問だけとっている。これは何なのかなと。

そして、私は、長妻大臣にも、これは何時間も前に、全文書いたやつを渡しているんですよね、本会議でも。ここのは当然、通告だけですけれども、本会議は文章まで渡しているんですよ。これで、長妻大臣に聞きましたね。長妻大臣におかれましても、ほんの一年前まで、民主党代表の事務所でさえ労働保険に加入していなかった事案をどのようにとらえておられるのか、伺います、こういうふうに聞いておるんです。

大臣はどうお答えになったのか。これを見ますと、まあ、はっきり言って、答えは見つからないんです。答えがない。

それで、うちの事務所からちょっと厚生労働省に問い合わせてみました。すると、こういうくだりがありました、国会議員が事業主となる団体であっても、労働者を一人でも雇用すれば、適切に手続を行う必要があります、これで答えになりませんかねと。なるわけないですね。これはちょっとひどいですよね。やはり、倫理を問うんだったら、もうちょっとまともに答えてもいいと皆さん思いますよね。聞いたことには答える、それがなくて、無視までして、これで何が議論なんやと。

私が何で政府でと言ったかというと、私は、福島大臣と長妻大臣、それから官房長官に話を聞いたわけですね。官房長官がまあ一番きれいにひどかったですね、本当に。官房長官はひどい。

特に、政治と金の問題で僕、聞きましたので、やっぱりモラルは我々から見出さなあかんということで、官房長官に私は、小沢さんの確認書の問題で、にせの確認書あるでしょう、うなずきませんね。あれ、にせですよね、どう見ても。あれを見てにせやないと思うやつは、多分かなり痛いですよね、そこは。あれは、よう見たらにせものやとわかるんですよ。こんな、最近になって十何年も前の、政治資金規正法が変わる前の文章と、今わかっても通るような、不動産は自分のものやありませんという文章をつくれるわけないんですよ。それが出てきたという中で、当然、私、官房長官に聞いたんです、にせの確認書について官房長官の所見を伺いますと。

それから、私、前に予算委員会で懲罰動議を食ったんですよ。懲罰動議をやったときに、官房長官は記者会見で、官房長官は国対委員長代理でしたからね、私にかなり厳しいことを言うてましたよ。松浪議員の発言は誹謗中傷としか言えないものである、何の根拠も示さず、個人の推量、思い込みでの発言は議員としての品位を厳しく問われてしかるべきであると。これは民主党のホームページに載っていたんですよね。これについても聞いた。答えがない、全く答えがないんですよ。

だから、福島大臣が、自分の問題、モラルの問題を聞かれて無視して、長妻大臣が無視して、挙げ句の果てに、懲罰動議を食らわせるんやったらもっとひどく言うからといって、官房長官に言って、無視して、これ、何のために僕は質問しているんですかね。国民をなめているのかというふうに思いますけれども、この三大臣そろって質問に答えないということについて、これで大臣、議論が成り立ちますか。

○長妻国務大臣　その本会議でそういう質問をいただきまして、これはもう御存じのように、本会議で仮に答弁漏れがあるとなると、本当に厳しく、担当の議員に壇上に上がられて、そして答弁漏れということで指摘をされるわけでありまして、まあ、そのときには答弁漏れの指摘もございませんし、私どももできる限り答弁をさせていただいたということであります。

先ほど言われたくだりについては、私が答弁をいたしましたのは、個別の団体で労働保険の加入対象となる労働者がいるかどうかについては把握していませんが、国会議員が事業主となる団体であっても、労働者を一人でも雇用すれば、適切に手続を行う必要があるというようなことを答弁申し上げて、お答えを申し上げているということであります。

○松浪委員　大臣、今、再質問ができるようなことをおっしゃいましたけれども、もうちょっと国会のルールを勉強していただきたい。本会議では、再質問は、事前に通告しておかないと、時間を残しておかないとできないん

ですよ。だから、答弁漏れを後で、私はその場で質問できないんですよ。そのことについては、ちょっと御承知をいただきたいと思います。

そして、今の答弁、大臣、今までこちらで厳しく追及してきた大臣が、本当にそんな機械みたいな答弁でいいんですか。いいんですか。代表ですよ。民主党でしょう、大臣。民主党の代表が保険に入っていなかった、これは、個別の案件は承知していないと。承知していないんですか。本当に承知していないんですか、ちょっと伺います。

○長妻国務大臣　その団体で労働保険の対象となる労働者がいるかどうかということについては把握していないということであります。

○松浪委員　新聞記事にまでなったものをそこまで、僕らだって別に嫌がらせでやっているんじゃないので、やはり国民の皆さんに対してルールを守ってくださいというのであれば、国民の皆さん、我が党の代表がこういう不手際がありましたけれども、申しわけありませんでした、このようなことはこれからないので、何とか皆さん、これから我々はしっかりやりますので、どうぞよろしくお願いしますと一言謝罪して、そして姿勢を示すのが大臣の立場でしょう。何のために政権交代したんですか。こんな空虚な答弁をする大臣をつくるためにやったんじゃないでしょう。

もう一回聞きます。もう一回チャンスを与えます。どうですか。

○長妻国務大臣　本会議でも答弁したとおりでございますけれども、同じことを繰り返すわけではありませんけれども、個別の団体で労働保険の加入対象となる労働者がいるかどうかについては把握しておりませんが、国会議員が事業主となる団体であっても、労働者を一人でも雇用すれば、適切に手続を行う必要があるということを申し上げているところであります。

○松浪委員　こちらを見たら、民主党の議員の方に目をそらされちゃいましたよ。こんなことではだめですよね、本当に。こんな答弁、だめでしょう。もっと心のある政治を行うべきだと私は思いますよ、本当に……（発言する者あり）いや、ばからしくないよ、これは。本当に大事なことですよ。みんな素直に謝るところは謝っていいんですよ。それで、こらと言って別に突っ込むわけじゃないんですから……（発言する者あり）はい、済みません。

では、次は、不正受給、この実態について伺いたい。

私は、タクシーの運転手さんを悪く言うわけじゃないんですけれども、タクシーなんかに乗っていても、結構、資格があるものだから失業保険をもらえるだけもらって、それからまた働くんですよなんというすれすれのことを言う方もいらっしゃったりとか、やはり不正というのは少なくあるべきだと思いますけれども、今、不正受給の実態について伺います。

○山井大臣政務官　松浪委員にお答え申し上げます。

三つ、典型的な事例を申し上げます。まず一つは、不正受給の典型例でありますが、Ａ社を離職し、既にＢ社に就職をしているにもかかわらず、まだ失業しているとの虚偽の申告をして失業の認定を受け、雇用保険基本手当を不正に受給。このようなケースに関しては、被保険者資格取得届の記録のチェック等により不正であることを発見し、対応しております。

事例二に関しては、事業活動を停止しているＡ社の名前を使って、Ａ社に採用されていたが、社長が経営不振で行方不明となり、離職したとして、偽造した書類、給与明細を提出して離職票の交付を安定所に依頼、雇用保険を不正に受給。警察と連携して捜査、調査を行い、不正受給であることが発覚して、詐欺罪により逮捕しました。

もう一つの事例は、事業実態のない架空の事業所に雇用され、解雇されたとして、離職証明書を偽造して雇用保険の手続を行い、雇用保険を不正に受給。後日、安定所が当該事業所について現地調査をしたところ、事業所が実在しないことが判明、警察と連携して捜査、調査を行い、不正受給であることが発覚して、これも詐欺罪により逮捕いたしました。以上です。

○松浪委員　こうした不正受給の実態、今、事案だけ出していただきましたけれども、数の方はどうなっていますか。

○山井大臣政務官　松浪委員にお答え申し上げます。

平成二十年度において、失業等給付の不正受給件数は約七千件、不正受給金額は約十億円となっておりますが、近年は減少傾向にはございます。ちなみに、平成十六年度は、約一万二千件で約二十億円の不正受給金額があり

ました。

不正受給の防止は重要課題だというふうに私たちも思っておりまして、第一に、雇用保険受給説明会における受給者に対する周知啓発、ハローワーク窓口における対面での失業確認、そして第二に、就職後も受給し続ける不正を防止するため、被保険者資格取得届の記録によるチェック、第三に、架空事業所設置による不正を防止するため、事業所の現地調査、また、発見した不正受給事案については、支給停止や返還命令等を行い、不正行為が悪質等の場合は、警察に告発するなど、厳正に対処しております。

○松浪委員　数はその段階よりも、また近年かなり雇用情勢も厳しくなっておりますので、これについては減少を続けていただけるようにと思うわけでありますけれども、適用範囲もこれから拡大されていくわけでありますので、不正受給を低減させる施策というものについては今どうなっておりますか。

○山井大臣政務官　少し重なってしまうかもしれませんが、まずは、雇用保険の説明会でやはりきっちり周知啓発、ハローワーク窓口において対面での失業認定による確認をするということを徹底していくということと、それと、やはり就職後も受給し続ける不正を防止するためには、被保険者資格取得届の記録によるチェック、そして、先ほども事例でありました架空事業所の設置による不正というのもありますから、事業所の実地調査ということをやっていきます。

また、三段階ありまして、こういう不正が見つかった場合には、支給停止ということで、不正行為のあった日以降支給しないという、これが一番緩いやり方、二番目には、返還命令、不正行為によって受給した額の返還を命ずる、そして三つ目は、納付命令、返還を命ずる額の二倍以下の額の納付を命ずる。これらの命令に従わなかったら差し押さえを行うということもあり得ますし、さらにそれも無視するようであれば、先ほども言いましたように、警察に告発して詐欺罪で立件する、そういうふうに厳しく対処してまいりたいと思っております。

○松浪委員　こうしたことも当然でありますけれども、先ほどから申し上げておりますように、誠意のない答弁に対して言うようでありますけれども、やはりモラルがあって我々の制度は機能する。こうした、社会的な問題になりますけれども、モラルが高くなるためには、やはり近隣の人が密接に連絡をとり合っているとか、今、個人情報保護法の弊害なんかで近所づき合いがどんどんなくなっているとか、家族がばらばらになっているとか、そういった実態があるわけでありますので、そうしたことを我々政治家はこれに加えてやっていかなければならないのではないかと私は思います。

次に、雇用保険二事業の、先ほどから加藤先生の方が随分とおっしゃっておりますけれども、収入約一兆円で、失業給付の積立金から四千四百億円を借りているということであります。収入の四割を借金に頼っているということでありまして、雇用失業情勢、大変、急激に好転するというような見通しは今立っていないわけであります。このように悪化した財政状況の中で、雇用保険二事業は労働者の雇用安定、能力開発に必要な事業を実施していくことがこれから可能なのかということもやはり懸念されるわけであります。

そこで、毎年度の返済額や返済期間を含めた雇用保険二事業の今後の収支見通しをちょっと明確にお示しいただきたいと思います。

○山井大臣政務官　今後のことを述べる前に、まず今までの実績を御参考までに申し上げたいと思っております。

雇用保険二事業の収支、平成十八年度は千八百二十三億円の単年度黒字、平成十九年度は千九百七十二億円の単年度黒字、平成二十年度から赤字に転じまして、四百十九億円の単年度赤字、そして平成二十一年度は、これは見込みでございますが、六千七百九十三億円の単年度の赤字、そして予算案では、平成二十二年度、来年度におきましては、二千三百十一億円の単年度の赤字というふうに見込んでおります。

そして、毎年度の返済額や返済期間を含めた雇用保険二事業の今後の収支見通しについては、これは景気、雇用情勢によって大きく変動するものでありますので、今一歩一歩回復しつつあるというものの、将来的な見通しをすることは困難でありますが、失業等給付の積立金への返済については、雇用保険二事業の単年度収支が黒字になったときには、先ほど長妻大臣が答弁しましたように、しっかりその額を返済したいと考えております。

○松浪委員　これからの雇用状況は、リーマン・ショックのような問題もありましたのでなかなか厳しいと思いますけれども、それは明確に見通しがつかないということでありますけれども、それでも、我が国の財政も厳しくなっておりますので、厳しい態勢で対応いただきたいと思います。